

添付資料確認シート

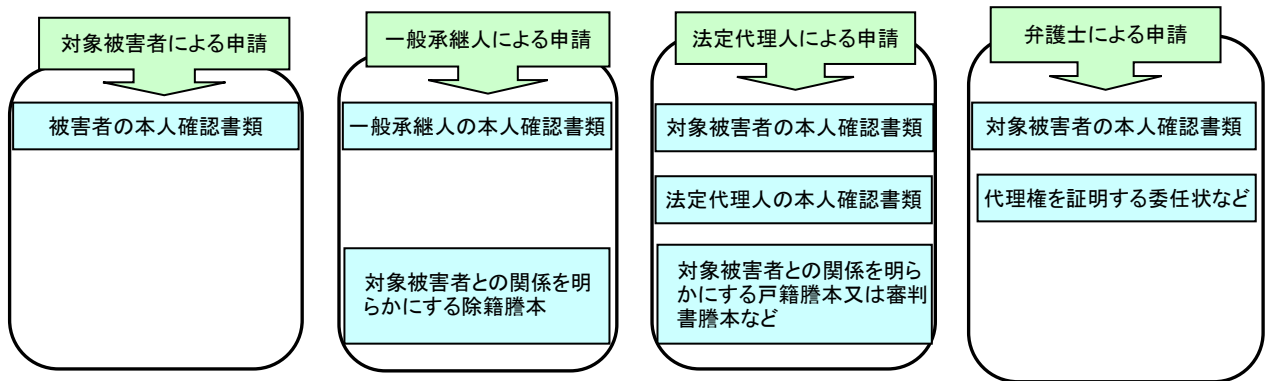
申請に当たって、下の①～⑥の疎明資料を申請書に添付してください。

① 本人確認書類

官公庁等から発行されたもの又は法令に基づいて発行されたもので、申請書記載の氏名、住所、生年月日が記載されたもの
(例) ●運転免許証 ●住民基本台帳カード ●国民健康保険被保険者証 ●旅券 ●年金手帳 などの写し

対象被害者以外の申請の場合、**申請日前6か月以内に作成された附票を含む戸籍謄本又は抄本あるいは除籍謄本又は抄本(写しは認められません)**が必要となる場合があります。

※ 申請人別に必要となる本人確認書類を示すと、次のとおりです。



② 本人確認書類(上記①)の補足資料が必要となる場合

例えば、結婚や転居によって、本人確認書類に記載されている氏名、住所の記載事項が被害当時や現在と異なっている場合には、以下のような補足資料が必要となります。

(氏名が異なる場合)

被害者であることの確認や対象被害者との関係の確認ができず、給付ができなくなる可能性があります。このような事態を防ぐため、変更過程がすべて確認できる**戸籍謄本又は抄本**の提出をお願いします。(本人確認書類で戸籍謄本、抄本又は除籍謄本を提出され、内容が重複する場合は必要ありません。)

(住所の変更のみの場合)

住民票の写し、申請書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている**公共料金**

③ 被害状況別紙

同封の「被害状況別紙」に被害状況を記載してください。多数ある場合は、適宜コピーをして使用してください。なお、大分地方検察庁ホームページからもダウンロードできます。

④ 支給を受けようとする金額を疎明する資料

被害金額を明らかにするための**銀行口座の写し**などを添付してください。

⑤ てん補又は賠償を受けた金額を疎明する資料

被害金額の一部について弁償等を受けられている場合には、その金額を特定できる**領収証や通帳の写し**などを添付してください。

⑥ 他の申請人等との合意があったことを疎明する資料

他の申請人(又は申請人となるべき者)との間で、各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意がある場合には、その**合意書面の写し**などを添付してください。